

## 市民の皆さんから寄せられたご意見及び守谷市の考え方

平成 16 年 9 月 21 日から 10 月 29 日までの 39 日間，市民の皆さんから「守谷市パブリック・コメント手続要綱（案）」に対する意見を募集しました。

この期間，市民の皆さんから寄せられたご意見及びご意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

### 定義（第 3 条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>第 3 条第 2 項 2 号及び 6 号中の「その他の団体」は，何を指すのか不明であり削除すべきである。「その他の団体」の中に，政治団体，宗教団体，営利団体及び暴力団などが入ることは好ましくない。</p>	1	<p>原案どおりとします</p> <p>この条文は，一般的な条例等で使用されているものです。「その他の団体」とは，自治会，商店会，消費者団体，PTA などであって，法人格はないが，団体としての規約及び一定の組織を有し，かつ，代表者の定めがあるなど，団体としての実態を有しているものをいいます。</p> <p>また，この制度は，市の基本的な施策を策定する際に，関係者からの意見を考慮し，市が最終決定するというものであることから，原案どおりで特に問題はないと考えます。</p>

### 運用委員会（第 11 条関係）について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>運用委員会の常任委員として，一般市民からの代表を加えることが望ましい。行政職員のみでなく，広く公論を反映させるためには，市民代表の参加が必要かつ有益である。</p>	1	<p>原案どおりとします</p> <p>パブリック・コメント手続は，実施機関の責任において実施されます。運用委員会は，市全体のパブリック・コメント手続が適正に行われているか監理するとともに，必要な助言及び指導を行う機関として設けたものです。市民の皆さんにも適正に運用されているかチェックいただけるよう第 10 条において運用状況（第 5 条の規定に基づきパブリック・コメントを実施しなかった案件も含む）を公表することとしています。さらに，実施機関及び市民の皆さんがこの制度に該当しパブリック・コメントを実施するものなのかどうかを判断できるように，対象となる施策として第 4 条別表 1～4 を設けたところです。このことから，原案のとおりとします。</p>

その他について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>パブリック・コメント制度をつくるのであれば、行政側の提案に関する施策に対するコメントのみでなく、一般市民からの提案を積極的に支援するような制度を設けてはどうか。今回の要綱に盛り込めなければ、別途検討して欲しい。</p>	<p>1</p>	<p>このご意見は、パブリック・コメント制度とは別のものかと思えます。しかし、より良いまちづくりを進めるには、市民の皆さんと行政が一緒になり取り組むことが大切と考えます。その制度を作るため当市では、一般公募市民、市民活動団体、事業者で構成する「守谷市協働のまちづくり市民会議」を発足し、協働によるまちづくりに関する条例の制定や施策に関する研究・検討を始めました。</p>